1　品種登録の番号　第22232号
2　品種登録の年月日　平成25年１月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Senecio cruentus (Masson ex L'Her.) DC.
4　登録品種の名称　ペリカ　ネイビーブルー
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　株式会社ミヨシ
　東京都世田谷区八幡山２－１－８
7　出願公表の年月日　平成23年１月５日

1　品種登録の番号　第22233号
2　品種登録の年月日　平成25年１月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Solanum L.
4　登録品種の名称　テルノボストンライト
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　伊藤輝則
　愛知県弥富市富島１丁目92番地
7　出願公表の年月日　平成23年４月５日

1　品種登録の番号　第22234号
2　品種登録の年月日　平成25年１月28日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Triticum aestivum L.
4　登録品種の名称　小麦中間母本農９号（こむぎちゅうかんぼほんのう　ごう）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
　茨城県つくば市観音台三丁目１番地１
7　出願公表の年月日　平成23年４月５日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

　登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。)

公　告

諸　事　項

建築士懲戒処分公告

　建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　平成 25 年１月 28 日
　　国土交通大臣　太田　昭宏
1　処分をした年月日　平成24年12月14日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　大石　一敏　一級建築士　第150400号
3　処分の内容　免許取消
4　処分の原因となった事実　東京高等裁判所平成15年10月21日判決（平成16年８月５日確定）により禁錮以上の刑（無期懲役)に処せられた。

　建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定及び建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　平成 25 年１月 28 日
　　国土交通大臣　太田　昭宏
1　処分をした年月日　平成24年12月14日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　黒田　正三　一級建築士　第223663号
3　処分の内容　免許取消
4　処分の原因となった事実　長崎県内の建築物（７物件）について、㈲クロダ総合企画舎一級建築士事務所（長崎県知事登録第117025号）の業務に関し、上記７物件のうち４物件については、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条の規定に違反して構造耐力が不足する設計を行い、また、工事監理者として、建築確認を得ず工事が行われることを容認し、さらに、一級建築士として、特定行政庁に対して平成21年３月付け報告書にて虚偽の報告を行った。
　また、上記７物件のうち別の３物件（建築確認：平成17年９月、平成19年２月、平成21年７月）について、工事監理者として、工事監理を十分に行わなかった。
　さらに、同事務所の開設者として、上記７物件について建築士法（昭和25年法律第202号）第24条の４第１項（建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）による改正前(以下「平成18年６月改正前」という。)にあっては第24条の２第１項、建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）による改正前（以下「平成18年12月改正前」という。)にあっては第24条の３第１項）の規定により定められたものを記載した帳簿の備え付け及び保存並びに第24条の４第２項（平成18年６月改正前にあっては第24条の２第２項、平成18年12月改正前にあっては第24条の３第２項）の規定により定められた業務に関する図書の保存を、上記７物件のうち６物件について平成18年12月改正前の建築士法第24条の５（平成18年６月改正前にあっては第24条の４）の規定により定められた業務実績等の書類の建築士事務所での備え置きを、上記７物件のうち１物件について第24条の７第１項の規定により定められた契約内容及び履行に関する事項を記載した書面の建築主に対する交付及び説明を並びに上記７物件について第24条の８第１項（平成18年６月改正前にあっては第24条の５第１項）の規定により定められた業務委託等に関する事項を記載した書面の設計又は工事監理業務委託者に対する交付を行わなかった。

　建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定及び建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　平成 25 年１月 28 日
　　国土交通大臣　太田　昭宏
1　処分をした年月日　平成24年12月14日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　大草善一郎　一級建築士　第251283号
3　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止９月
4　処分の原因となった事実　福井県内及び富山県内の建築物（29物件）について、大草善一郎建築計画研究所(福井県知事登録第い―1178号)の開設者として、同事務所の登録期間が平成15年５月10日に満了したにもかかわらず、建築士法第23条第３項の規定に違反して、更新の登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て上記29物件のうち福井県内及び富山県内の28物件（建築確認：福井県内の27物件は、平成15年７月、同年９月（２物件)、平成16年４月、同年５月、同年６月、平成17年３月（２物件)、同年８月、同年11月、同年12月、平成18年４月､同年８月、平成20年３月、同年４月、同年７月､同年９月、同年12月、平成21年１月、同年３月､同年９月、平成22年１月、同年２月（３物件)、同年10月、平成23年３月、富山県内の１物件は、平成23年９月）の構造設計を業として行うとともに、一級建築士として、同事務所の登録期間が満了していることを知りながら建築士事務所登録通知書を改ざんして他の建築士事務所に当該改ざんされた建築士事務所登録通知書を提出した。
　また、上記29物件のうち別の福井県内の１物件（建築確認：平成14年12月）について、同事務所の開設者として、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律による改正前の建築士法第24条の４の規定に違反して、同条の規定により定められた業務実績等の書類を備え置いて閲覧させなかった。
　また、上記29物件のうち福井県内及び富山県内の15物件について、一級建築士として、建築士法第24条の８第１項（建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）による改正前にあっては第24条の６第１項）の規定により定められた業務委託等に関する事項を記載した書面の設計業務委託者に対する交付を行わなかった。